

令和3年度第2回 福島県子ども・子育て会議 議事録

開催日時：令和4年1月7日（金） 13：30～15：00

開催場所：杉妻会館3階会議室（百合）

出席者：福島県子ども・子育て会議委員（20名）

県出席者 事務局（15名）

※委員数22名に対して、20名の出席があり、定足数（過半数）を満たした。

1. 開会（13：30）

2. 定足数確認

事務局より、委員数22名に対して、18名の出席があり、定足数（過半数）に達したことを報告した。

3. 局長あいさつ

こども未来局長 鈴木竜次より開会のあいさつがあった。

4. 議長選出

福島県子ども・子育て会議条例第8条第2項の規定により、西内みなみ会長が議長となった。

5. 議事録確認者選出

議長の指名により、齋藤友則委員、富塚リエ委員が選任された。

6. 議事

（1）ふくしま新生子ども夢プランの見直しについて

事務局（こども・青少年政策課 阿部課長）から【資料1】及び【資料2】により、第1章から第3章までの見直し内容について説明。

その後の質疑応答・意見交換については以下のとおり。

【議長 西内会長】

ありがとうございます。第1章から第3章まで、事務局から説明がありました。データ等の更新が主な内容となっていますが、御不明な点や御指摘がありましたらお願いします。

【社会福祉法人福島県社会福祉協議会 関 靖男委員】

子育ての孤立化について、筋道を立てて見てみたのですが、資料2の15ページでは子育て世帯の孤立化ということで、データとしては核家族化の進行ですとか、世代構成などをもって孤立化しているという話をしている。

ただ、「少子化・子育てに関する県民意識調査」のなかで、子育てに関する相談先が配偶者、友人それから親と答えた割合が前回調査よりも少なくなっている一方、職場と答えた割合は高くなっています。

このような傾向があるので、令和元年度調査と前回調査とでは設問が少し異なるので、単純な比較はできないと思いますが、県民の意識として「相談先がある」という割合が減っていると読み取れたものですから、県民意識調査からも孤立化の裏付けがあればいいな、と思いました。

それに関連して。22 ページを見てみますと、ここでは子ども・子育て支援の状況が説明されていますが、「(1) 保育所、幼稚園等の利用状況」の「①入所児童数の施設別推移」の説明を見ますと、保育所施設を利用する子どもの数が増えているということをもって、子育てが家庭から社会全体へ移行しています、と評価が加えられている。ただ、このことをもって「子育てが家庭から社会全体へ移行」していると言えるのか、単純に利用する子どもが増えているという表現に止めるべきでは、と思いましたので、御検討いただければと思います。

【こども・青少年政策課 阿部課長】

ひとつ目の御提案について、孤立化の状況を測るデータを広く探って、ここに付け加えてはとのお話でしたので、本プランにマッチするデータがあるか調べまして、次回会議の際に御回答したいと考えております。

【子育て支援課 加藤課長】

ふたつ目の、22 ページのグラフですが、これをもって、子育てが社会全体に移行したと言えるのかについては、御指摘のとおりかと思います。グラフの事実関係だけを載せるか、またはそこに評価を加えるか、再度調整させていただいて、検討したいと思います。

【議長 西内会長】

ありがとうございます。

【福島県認定こども園協会 古渡一秀委員】

本プランの大きな点について気付きましたので、お話したいと思います。まずひとつは、この子ども・子育て会議は子ども・子育て支援法に基づいた

設置義務があり、本法の観点を前提に成り立っていると思います。それを踏まえたと、資料2の6ページ「計画の性格」で気になる点がありました。

今回、(1)に子ども・若者育成支援推進法が追加されましたが、ここに子ども・子育て支援法に基づく、とは書かれていない。この会議は子ども・子育て支援法に基づいている以上、この最も大事な法律があって、それでこのプランを作っていくのだから、これはいかがなものかと思います。

それから(5)の「本プランにおいて『子ども』とは」とある箇所。これが、児童福祉法第4条における「児童」のこととなっている。しかし、子ども・子育て支援法では「子ども」になっています。この整合性はどう取るのか読み込んでみたのですが、(3)では「『福島県総合教育調査』、『福島県子ども・子育て支援事業支援計画』等、県の各種計画と整合性を図った計画です」となっている。ここで、最も大事な前提である子ども・子育て支援法に基づいたプランであるということと、「子どもとは何か」という全体像の話にずれが生じている可能性がある。つまり、児童福祉法でいう子どもと、子ども・子育て支援法でいう子どもとは根本的に意味が違うのではないかと考えています。

また、少し気になったことで。あくまでも子どもの夢プランである以上は、子どもが真ん中になるしかないと思っています。そのなかで、同じく6ページの図で、一番下の個別計画にいくつも三角がありますが、ここに横串を刺すことが整合性を図るということとを考えておりますが、いかがでしょうか。

以上です。

【こども・青少年政策課 阿部課長】

根本的な御指摘、ありがとうございます。

まず、このプランの性格というところで、位置づけられる法律があれば追記すべきでありますので、あらためて確認のうえ、追記するかどうかも含めて検討させていただきます。

ふたつ目の、本プランにおける子どもの概念的なことも含めたお話ですが、これを整理していくなかで、我々も非常に悩んだ部分であります。どこかに定義を置かなくてははいけませんので、そのひとつとして、ここでは児童福祉法に基づく18歳未満の者として整理しております。

個別法で見えていきますと、たとえば、この度追加しました子ども・若者育成支援推進法の関係では「青少年」という言葉が出てきます。すると、青少年の定義は何か、子どもと青少年との間の整合性はどうなるのか、といった議論になるのですが、こちらはそれぞれの個別法で定義が異なるため、すべてを整合させるのは難しい。ただ、そうはいつても、本プランのなかではしっかり定義を設けなければならない。そこで、基本としては、18歳未満の者ということで整理をさせていただいております。

なお、雇用・就労に関するものは29歳までと、施策によってはこの年齢を超える範囲も対象になりえます。本プランはいろいろな計画を兼ねておりますので、どうしても、施策によって対象範囲がわかれてしまいます。ただし、最初の話に戻りますが、本プランにおいては、18歳未満を子どもとして計画を立てているというところでございます。

【福島県認定こども園協会 古渡一秀委員】

そのとおりかと思えます。しかし、私から最初に、この会議は子ども・子育て支援法に基づくというお話をしましたが、子どもの概念は丁寧に考え直すべきテーマだと思っています。

なぜなら、国が考えてやろうと立てた方策が、ここで明確にずれることがあるとわかったからです。子ども・子育て支援法のなかにも子どもの定義があつて、それが今お話にもあつた18歳未満、でもこの法律では、18歳に達した日以降、最初の3月31日までの者となっている。もうひとつ、子ども・子育て支援法のなかで重要なのは、子どものうち、小学校就学始期前のすべての者を対象範囲として掲げておりまして、これがとても大事な意味を持っているはずなのですか、このプランではそこが欠落していて、そのため土台が霞んでしまっている。

先ほど、各個別計画の整合性についてお伺いしましたが、たとえば幼児教育の質の向上と言いながら、ではどうやって質を向上させていくのか、という部分が抜けてしまっているのも、実はこの1番最初の土台が抜けているからではないか、と思ったからです。ここは、文部省も厚労省も共同で政策を作っているはずですから、県においてもそれをベースに策定しているはずではないかと、いち民間人としては思いますので、「子ども」というものの法律上の意味や位置づけを検討していただきたいと思いました。

【こども・青少年政策課 阿部課長】

あらためて、今御指摘いただいた点については検討させていただきたいと思えます。

【議長 西内会長】

ありがとうございます。

【鈴木 みなみ委員】

資料2の17ページに「福島県内の地域子育て支援拠点事業実施の推移」、それから22ページから27ページにかけて、地域の子ども・子育て支援の状況についてデータが出ていますが、これらは地域の実情を反映しているのだろう

かと思いました。

私は富岡町から来ておりますが、たとえば17ページの「福島県内の地域子育て支援拠点事業実施の推移」については、年々増えていますよというデータになっていますが、私の住んでいる自治体では0のまま増えていない、という状況にあります。また22ページ以降についても、子どもの支援の受け皿となる場所は、富岡町では子どもは増えているけれど、こうした受け皿は増えていません。

38ページの文言のなかで、東日本大震災の影響について書かれていますけれど、今、浜通り地域では復興という文脈だけでは支援が展開しにくい状況にもなっています。ですから、こうした地域差にどういった観点でアプローチしていくのか。地域差をどうデータで示していき、計画のうえでどう補い、扱っていくのかについて、とても関心があります。

【子育て支援課 加藤課長】

こちらのグラフにつきましては、あくまでも県全体の実績を表したものとなっておりますので、御指摘のとおり、地域によって格差が出てしまっていることは認識しております。これらの施設については、市町村がそれぞれの状況を勘案しながら、将来的にどれだけ設置していくのかを計画しているところですが、特に浜通り地域については、やはり震災の影響もありますので、復興しながらこうした環境もまた復活させていくため、ほかの地域に比べると時間がかかるところもあるかと思えます。

その分、浜通りに特化した交付金等、通常よりも手厚い支援もありますので、そういった事業を市町村に活用していただいて、施設整備が進むように、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

【鈴木 みなみ委員】

ありがとうございます。

お答えいただいたように、浜通り地域への支援はあるものの、復興という文脈で、現在の事業規模で続けていけるかという懸念が民間事業者としてはあります。

また浜通り地域だけでなく、いわゆる過疎地域と呼ばれている自治体でも同じような状況にあるかと思えます。他の都道府県のデータを見ていると、より小さい地域のデータも配慮されているように見受けられましたので、勘案していただければうれしく思います。

【議長 西内会長】

ありがとうございます。

他の委員から御意見等ございますでしょうか。では続いて第4章について、事務局から説明してください。

事務局（こども・青少年政策課 阿部課長）より【資料3】から【資料5】により、第4章の見直し内容について説明。

その後の質疑応答・意見交換については以下のとおり。

【議長 西内会長】

ありがとうございます。第4章について事務局から説明がありました。御不明な点や御質問、御意見がありましたらお願いします。

【福島県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会 伊藤 順朗委員】

資料4は子育てに関係するところが多かったものですから、質問・意見をさせていただきます。

こちらの指標がなければ先に進まないところもありますが、保護者の目線ですと、この指標がどのように実行されていくのか、充実して子どもたちに届けられていくのが重要ですから、そうした観点からお話を伺っております。

まず、資料2の61ページにあります行動計画「(1)豊かな心の育成」について。「教育活動全体を通して道徳教育の充実を図ります」という文言がありますが、この充実というのは、道徳教育の時間を増やすのか、内容に関してどのように充実させ、先生方に伝えるのか、気になったものです。

またコロナウイルスの関係で、様々なことが教育に支障を来しています。そのなかで、支援を必要とする子どもたちをどうするかというところで、ひとり親世帯に対するところと、生活保護受給者に対するところとございますが、市民税・県民税の免除世帯も視野に入れていかないと難しい判断があるのではないかと考えています。その辺を文言のなかに入れていただくか、あるいは別のページに該当する文言があるのか、教えていただきたいと思います。

ここに書いてあることは、目標とする指針がこれであって、結果として、就学援助などの子どもたちへの支援がこのようにされましたということになるのだと思います。最近では10万円の問題などでもありましたが、どの程度のスピード感を持って実行されるのかというところが、保護者目線ですと重要に思います。就学援助ですと、給食費だとかは、まず実費負担があって、そのあと何か月後かに支給されますけれど、今のこの社会情勢見ていると、援助を受けている人たちは給食費を支払わなくてよいことにするなど、思い切った対策を取る必要があるのではないかと。

新型コロナウイルスによって、学校や幼稚園では、これまでできていたことがなかなかできなくなっていますので、前に戻すよりは一步前進をさせていた

だきたい。また、震災から10年過ぎまして、上書きされる震災の記憶も多く、薄れていくようになりますけれど、より充実が図られるようにお願いします。

この子ども・子育て会議は少子化対策が最も大きな課題であると認識しておりますが、こうした諸々のところを改善していくことが、少子化対策にもつながっていくのではないかと思います。

【義務教育課 佐藤主幹】

「豊かな心の育成」における道徳教育に関しまして、道徳は教科のひとつとなっており、年間の授業時間数は限られております。

そういった事情を踏まえまして、内容の充実を進めているところです。教育研修を定期的で開催したりですとか、県内に推進校を設けまして、そこで道徳の授業を充実させるための様々な研修会を実施したりしております。特に家庭と連携した教育の充実に取り組んでおりまして、たとえば教材を家庭に持ち帰って、家庭でももう一度、子どもと保護者で話し合ってもらい、また道徳の授業で取り上げる、というような取り組みを現在進めているところでございます。

【議長 西内会長】

ありがとうございます。

【一般社団法人福島県医師会 市川陽子委員】

資料2の49ページ、それから資料4-1ですと1ページにあります「2 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療対策」における指標で、14番の「産科・婦人科医師数」について。

まず、産科医の何が今問題になっているか、皆様御存知でしょうか。具体的にはたくさんありますけど、喫緊の課題として現場の人は何に困っているか。ここの指標に医者数は書いてありますが、産婦人科の医者の頭数がいても、お産をやる産婦人科医が少なくなっているのです。

そのため、産婦人科の医者の頭数だけがあっても、たとえば産婦人科の医者が10人いても、そのうち5人の先生は、私は外来しかやりません、妊婦健診しかやりません、不妊治療しかやりません、そういう人たちばかりだと、残りの5人が実際のお産を担うことになります。

資料4-1の14番「産科・婦人科医師数」ですと、目標は人口10万人あたり51.2人となっていますけれど、これは、この数字で出すのは仕方ないと思いますが、もうひとつの指標として「お産をやっている産婦人科医師数」でぜひ数値を出していただければ、より具体的に、何に危機感を持って対応すればいいかわかるのではないかと思います。

もうひとつ、妊娠出産に関する支援について、助産師さんの数もぜひここに

加えていただきたい。産婦人科の医者がいても、産婦人科医と看護師だけではお産はできません。助産師さん、それも実際に勤務してお産で取上げてくださる助産師さんの数が大事です。

もちろん、助産師さんも産科の先生も、お産を取上げなくても、いろいろな子育てに協力してくださっていますので、全体の数の把握も必要なのですが、実際にお産をやる産科医と助産師さんの数も。県内の分娩取り扱い施設は数えるほどで、そんなに人数はいませんので数えるのは簡単ですから、来年度の課題としてでもけっこうですので、ぜひ御検討ください。

【こども・青少年政策課 阿部課長】

本日は担当課が不在でございますので、後日、御回答させていただきます。

【一般社団法人福島県医師会 市川陽子委員】

周産期医療の協議会でも同様の話題が出ていたと思いますので、よろしくお願いいいたします。

【議長 西内会長】

ありがとうございます。専門的な見地から御意見を頂戴しました。

【厚生労働省福島労働局 富塚リエ委員】

資料2の45ページ「(2) 若者の就業に対する支援」における、「様々な要因により働くことに悩みを抱えている若者」への支援については、支援を行っていないため削除となっています。

働くことに悩みを抱えている若者の就労支援は、子どもを生き育てる環境を整備するうえで必要なことと考えています。福島労働局では、若者の職業的自立に向けた就労支援として「地域若者サポートステーション事業」を実施しております。悩みを抱えている15～49歳の方々に対して、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談や、コミュニケーション訓練によるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。そこで、労働局の政策の周知など、連携した取り組みを盛り込むなどにより、この項目を残すことを御検討いただければと思います。

【こども・青少年政策課 阿部課長】

資料3では照会番号14についてのお話かと思えます。こちらの内容については、我々でもあらためて見直した結果、照会番号100におきまして、「進学や就労などの社会的自立に向けた支援を行います」とあり、内容が重複しておりますので、それを整理する意図で14は削除としたところですが、あらため

て削除するかどうかは検討させていただきたいと思います。

【議長 西内会長】

ありがとうございます。

【福島県民生児童委員協議会 古関久美子委員】

資料2の9ページにあります2060年の推計人口が100万人とあるのを見て愕然としました。10年ほど前に私が住んでいた第3小学校学区で人口1万人いましたから、これが将来の県の人口と思うと、少子高齢化は何とかしなければならぬと思いました。

やはり男性の育休取得が、パーセンテージは上がったと言いましても、まだまだです。子育ては本当に大変で、たとえば一時金をいただいたとしても、もうひとり産むかといえば、産みません。なぜ産めないのか。本当はもうひとり欲しいというお母さんの声なども聞きますけれど、その理由をもっと掘り下げていかないと、理想の数字だけ出しても、なかなか改善していかないのではないのでしょうか。

それと、資料2の38ページと61ページに、社会全体での子育て支援について語られていますが、どういう地域にどういう方々や団体がいて、そこでどういう取り組みをもって子どもを地域で育てていくのか、もっと具体的に書かれていないと意味がわからないと思います。

私の住んでいるところでも取り組みを始めていますが、様々な団体が力を合わせて地域の子育てを進めていかないと。今は共働きの家庭が増えていきますから、アップアップ状態です。親御さんたちは自分の仕事だけでくたくたで、帰ってきて子どもに寄り添うのも難しい家庭もありますし、シングルの家庭も多い。また、非正規雇用や準要保護の家庭が子どもの7から6人にひとりある。そうした家庭はかつかつで生きていまして、今はフードバンクなどの仕組みが動いていますが、それがなかったら餓死していたという声が聞こえてくるくらい、見えていないところで子どもも親御さんもたいへんな状態にあります。

この2年間、アウトリーチのなかで見えてきたこともあり、こんな状態なのかとがっかりしています。そこで、地域、社会での子育て支援を具体的にどうしていくのか、というところまで掘り下げていただきたいと思います。

【議長 西内会長】

ありがとうございます。

【一般社団法人福島県助産師会 小谷寿美恵委員】

資料2の47ページの「2 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療対策」と、70ページの「1 児童虐待防止」に、妊産婦への支援とか、妊娠前の若い方への教育とありますが、特に「妊娠前の若い世代を中心に周知啓発を行います」というところに具体的なことが書かれていないと思いました。これから自分も産んでみたいとか、子どもを持ちたいと思えるような、妊娠前の若い世代への教育は、何かの機会にできればと思っております。

また70ページにあります児童虐待防止については、現状のところ「児童虐待死亡事例は0歳児が多く」とありますが、これに対しても具体的な施策の方向や行動計画が書かれていないと思いました。

相談事業を行っていると、妊婦健診になれば市町村の受診券がありますので、妊婦健診の自己負担は軽微なものですが、最初の妊娠がわかる、というときに「妊娠の診断に1万円以上かかるとは思わなかった」、「医療機関によっては2万円近くかかるところもあって、お金持っていないとびっくりしちゃって、でも母子手帳はまだもらえなくて、次の受診料もこれくらいになるのですか」というような相談もある。

自分が妊娠したことがわかることに対してすごくお金がかかってしまう。虐待のところでは「妊娠期からの支援が必要」とありますが、このような方たちは母子手帳が未交付だったりします。妊娠の診断は自由診療なところがありますので、「もしかしたら妊娠したかも」と受診した若い方や、妊娠を望む人でさえ、こんなにかかるとは思わなかったという声があがります。実感として、母子手帳が交付されるまでの間で困っている方たちはそれなりにいると思いますので、福島県が最初に何か打ち出していただければうれしいです。

受診券の使用率も福島県は全国的に低く、何か病状があったときは保険診療でやってしまっているのかもしれませんが、福島市ですと15回分の受診券がありますけれど、「8週ごろからと書いてあるのですが、8週目でいつ使うのですか」という相談もよくありまして、2回目の券から使う方が福島市内は多いのかな、と思っているところです。

【子育て支援課 加藤課長】

若い世代に対する周知啓発については、まさに必要な課題であると捉えております。たとえば、保健福祉事務所の方で、高校生を対象とした出前講座など、妊娠・出産に関する教育を実施している事例もありますが、実施数はまだまだ少ないですので、これからも力を入れてやっていきたいと考えております。

また、本県においては「子育て世代包括支援センター」が今年度中に全市町村に設置される予定でおります。こちらがワンストップ窓口となり、いろいろな支援につながっていきますので、こうした仕組みを充実させるため、引き続

き市町村を支援してまいりたいと思います。

助産師会様にも、またお知恵をお貸しいただきながら、いろいろ御協力いただければ幸いです。

【議長 西内会長】

ありがとうございました。

【福島県地域保育所協議会 丹治洋子委員】

子作りといっても、まず食べ物がなかったらできません。

このなかにも、子ども食堂をやっている先生方がいらっしゃいますが、このような活動を民間だけでやっていていいものなのか。2018年から今年にかけて、福島市で25くらい子ども食堂ができたと聞いておりまして、私の実家がある飯坂町の湯野でも、お寺さんで始まったということを知っています。ですが、もっと違う方法、たとえば部屋を用意して、カメラを置いて、必要なものがあればそこから持って行ってくださいと、そのようにやっているところもありますし、子どもを作る以前の最低限の生活をするのに、何かもっとできることはないのかと思っています。ニュースを見ていると、職員の給料を上げなさいという話になっていますが、仕事がちゃんとなければどうしようもないのに、世の中どうして回していけばいいのか、わからない状況です。

昔、市川先生のお母さんが茂庭の診療所のドクターをしていました。その頃、私は茂庭の保健師をしておりましたが、市川先生のお母様は地域の方々のために身を粉にして働いていらした。そういう人たちが昔はいっぱいいたのですが、今は「ここからここまでしかしません」という人ばかりで。世の中が変わってきているのでしょうが、もっと世の中をよくするためにどうしたらいいか、ここで計画になっているのはけっこうですが、どうしたら本当にできるのか。アンケートによると、福島県内で最も住みよいところがいわき市だったのですが、それもいわきの方に、どういう理由なのか聞きたいと思っています。

【こども・青少年政策課 阿部課長】

子ども食堂のお話ですが、県はノータッチというわけではなく、子ども食堂を含めた子どもの居場所の立ち上げ支援というかたちでお手伝いをしておりまして、先ほど例に挙げられた件についても、県の支援が関わっております。

我々としても、地域で支えるということで、子ども食堂に限らず、子育て世代のお母さん方をサポートするような取組についても、補助金など、いろいろなかたちで御支援させていただいておりますので、我々の方に御相談いただければ、確認のうえ御対応させていただきます。

【議長 西内会長】

ありがとうございました。

【社会福祉法人福島県社会福祉協議会 関 靖男委員】

今日は養成校の先生方や、保育所の方も来ておりますので。資料2の53ページ、「(2) 保育人材の確保」のところですか。私どもも県の方から事業を委託されてやっておりますが、令和2年度に事業を組み替えて行わなくなったためということで、「将来の進路を考え始める中・高校生向けに、保育士の仕事の魅力を伝え、保育業務のイメージアップを図るとともに、職場体験を実施します」は貸付けの方に移行しました。ただ、これはすごく大事な事なので、直接はやらなくなったのだとしても、推進しますとか、そういった表現でやるべきだと思います。

高齢福祉課の方では、介護職員の人材確保のために、小学校5年生向けに漫画で介護の仕事を伝えていますが、子どもたちがすごく読んでいて、とても効果的です。先生たちも介護の仕事はよくわからないから、その漫画を読んで子どもたちに伝えているくらいで。一方ではそういうことをやっていて、保育の方では、それが無い。私どもも縦割りで委託を受けているもので、本当は、高齢者、それから障害者の施設、保育所といった、福祉の現場の仕事についての魅力を子どもたちに伝えたいのです。だから、縦割りにしないでほしいと思うのです。

だから、ここがすごく大事であって、職場体験も、養成校などから就職した学生さんで、就職した方に聞くと、介護も保育もそうですけれど、進路を決めるきっかけは、中学校2年生のときの職場体験なのだそうです。職場体験のときに、どこで体験するかを選ぶときに、将来の仕事のイメージをつけてから体験している。その体験の良い悪いで決めてしまうので、職場体験はすごく大事です。ですから、ここの記述は、直接実施しないにしても、推進するなどの表現で残してほしいと思います。

それから資料4の1の指標で、「保育士等が配置基準に満たない施設における不足する保育士等の数」のところ。20施設が配置基準を満たしておらず、30人不足しているとありましたけれど、ここは「減少を目指す」ではなくて、ゼロにすべきです。配置基準に満たないところは最低基準に達していないのだから、減少を目指すという表現ではなくて、ここはゼロにすると表現した方がよいと思います。

保育人材の確保を進めていくということで、小さい子どもの頃からの体験が積み重なって、貸し付けだとか、専門の学校に入るなどに結びついていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【子育て支援課 加藤課長】

御意見ありがとうございます。

社会福祉協議会様に委託した事業を見直したなかで、削除してしまったのですが、確かにそういった取り組みの推進は非常に重要ですので、こちらのほうで再検討したいと思います。

また、縦割りの解消はなかなか難しいところがあるのですが、社会福祉協議会様にもお知恵をいただきながら、イラストを活用した資料の作成なども検討したいと思います。

それから指標につきましても、表現を含めて検討したいと思います。

【議長 西内会長】

ありがとうございました。

【福島県認定こども園協会 古渡一秀委員】

53 ページの「(4) 幼児教育の充実及び認定こども園への移行推進」というところで。ここに「全ての園種を対象に地区や園で実施している研修会や園内研修を支援し、幼児教育の質の向上を図ります」とありますが、幼児教育・保育教育の無償化には莫大なお金が使われています。ですから、県の実施している研修などをどのようにやっているのか数値化していかないと、何をやっているのかわからないと言われる可能性があると思います。この幼児教育の部分、県の行政でどこが担当してやるのでしょうか。

【子育て支援課 加藤課長】

幼児教育の点は、常々御意見としていただいているところではありますが、幼児教育については義務教育課での教育が主になっていますので、当課では保育士の資質向上のための研修などが中心になっている現状がございます。

【福島県認定こども園協会 古渡一秀委員】

それでは、義務教育課さんにお聞きしたいことがあるのですが。

文科省の幼稚園課は平成 13 年に幼児教育課に変わり、幼児教育を振興していると思いますが、県としてどうお考えなのでしょうか。

【義務教育課 佐藤主幹】

なかなか進んでいないというのが正直なところです。ただ、幼児教育の充実に向けた研修の支援については、義務教育課が担っております。今後、他部局とも連携しながら進めていかなければならない課題のひとつとして捉えてお

ります。

【福島県認定こども園協会 古渡一秀委員】

最初に私が子ども・子育て支援法を出したのは、この法律が幼児教育に関係しているからです。子ども・子育て支援法の基本の部分が外れたまま政策が動いていることが、我々のような子ども関係の分野で仕事をしている者にとってすごく引っかかっているのだと思います。

無償化ということで、とんでもない金額が福島県内で走っています。それを裏付ける質の向上のためには、どうしても部局を超えてひとつになってもらわないと。正直申しまして経営が大変なのです。

ここに書かれているような「全ての園種を対象」としたという部分が、実は外れていると思われまます。いろいろな研修を見てもそうです。福島県の子ども・県民のためにはどうしてもひとつにしていけないと。約 600 施設近くありますので、統一する仕組みを夢プランのなかに入れていただくとか、あとは、福島県総合教育計画もチェックしましたが、幼児教育政策が入っていない。だから、児童福祉法の子どもなのか、子ども・子育て支援法の子どもなのか、実は言葉のあやではなく、法律上の意味としてお話したところですので、ぜひ御検討よろしくをお願いします。

【議長 西内会長】

ありがとうございます。

各御専門の分野からの確な御意見等いただきましたので、これを反映させて、次回の会議までにさらによいプランをまとめていただきたいと思います。

それでは以上をもちまして閉会いたします。ありがとうございました。

7. 閉会（15：00）